第6期佐渡市障がい福祉計画・第2期佐渡市障がい児福祉計画の策定について

1. 各種計画の根拠法令等

≪地域福祉計画≫

• 社会福祉法第107条第1項 【抜粋】

市町村は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画(市町村地域福計画)を策定するよう努めるものとする。





障がい者計画(6ヵ年)

• 障害者基本法第11条第3項 【抜粋】

市区町村における障害者の ための施策に関する基本的計 画(市町村障害者計画)を策 定しなければならない。



障がい福祉計画(3ヵ年)

• 障害者総合支援法第88条第1項 【抜粋】

市町村は、障害福祉サービス の提供体制の確保その他法律に 基づく業務の円滑な実施に関す る計画(市町村障害福祉計画) を定めるものとする。

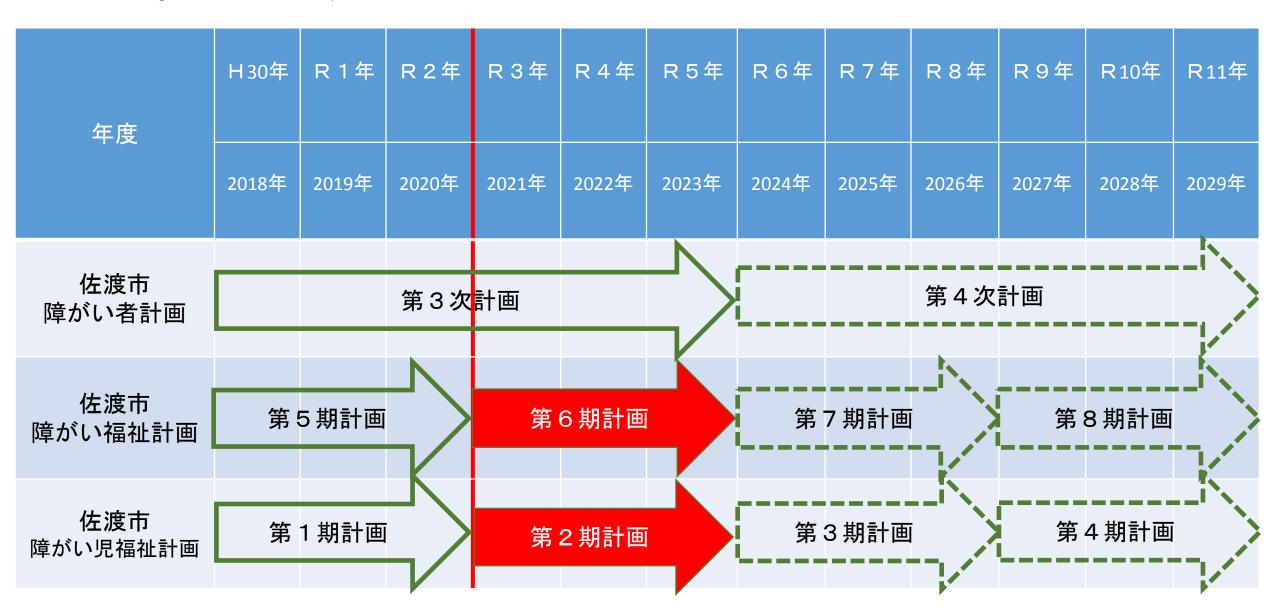


障がい児福祉計画(3ヵ年)

児童福祉法第33条の20第1項 【抜粋】

市町村は障害児通所支援及び 障害児相談支援の提供体制の確 保その他障害児通所支援及び障 害児相談支援の円滑な実施に関 する計画(市町村障害児福祉計 画)を定めるものとする。

2. 各計画期間について



3. アンケート調査の実施について

・調査の目的

次期計画の策定の基礎資料とするため、佐渡市内の障がい者及び関係事業者・団体に対して、サービスの利用状況や利用意向などニーズを把握し、令和3年度以降の障がい福祉サービス等の必要量の見込みを示すうえで参考とする。

•調査対象

- ①障がい者(障がい福祉サービス利用者)
- ②障がい児(各種手帳所持者、各種手当対象児童

障がい福祉サービス利用者)

約700件

※上記のほか、障がい者団体及びサービス事業者に聞き取り調査等を実施

•調査期間

令和2年6月30日(火)~令和2年7月24日(金)

4. 今後の計画スケジュール(案)

年月	内容	自立支援協議会開催予定
令和2年6月	次期計画の見直し及び アンケート調査票(案)協議	第1回自立支援協議会
令和2年6月	アンケート調査票発送	
令和2年8月	現行計画の実績報告・評価 計画内容を協議	第2回自立支援協議会
令和2年12月	計画素案を協議	第3回自立支援協議会
令和3年1月	パブリックコメント	
令和3年2月	パブリックコメントの報告 計画の承認・完成	第4回自立支援協議会
令和3年3月	計画印刷・配布	